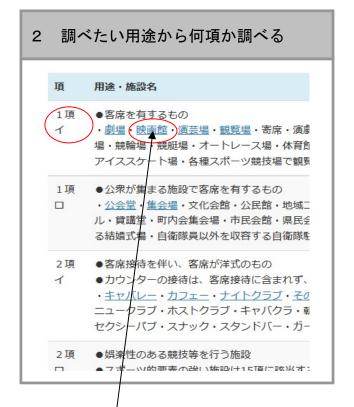
●プログラム①「速攻!用途判定 I 」の使用方法。 建物の用途の調べ方

事前準備 ※インターネットに接続された PC・タブレット・スマホをご用意ください。

・以下の画面は、下記URLで参照できます。

http://消防設備設計検索.jp





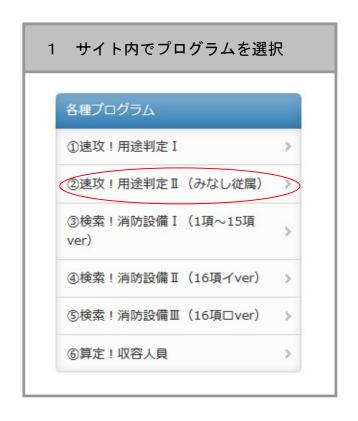
クリックすると定義を確認できます。

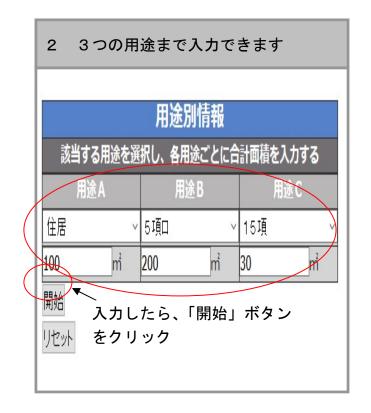
●プログラム②「速攻!用途判定Ⅱ」の使用方法。「併用住宅」や「複数用途」がある場合に使用

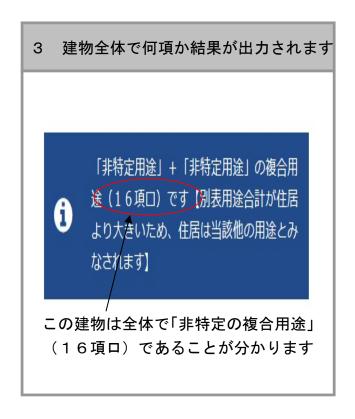
事前準備 ※インターネットに接続された PC・タブレット・スマホをご用意ください。

・以下の画面は、下記URLで参照できます。

http://消防設備設計検索.jp





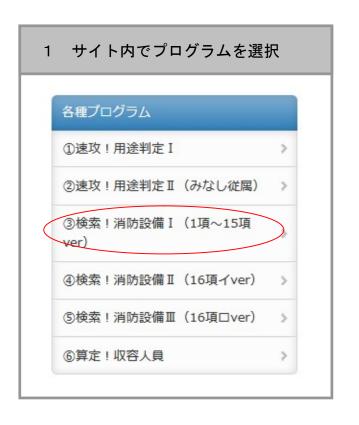


●プログラム③「検索!消防設備 I 」の使用方法。 単一用途の建物に必要な設備の調べ方

事前準備 ※インターネットに接続された PC・タブレット・スマホをご用意ください。

・以下の画面は、下記URLで参照できます。

http://消防設備設計検索.jp





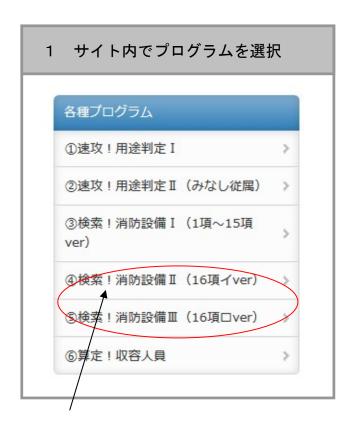
入力したら、「開始」ボタン をクリック 言葉の意味が分からないものが ある場合は、クリックすると解 説が見れます。 3 結果が根拠付で出力されます。 設備名称等 基本事項 (根拠法令) ●棟義務有り【延150㎡以上】(令10-1-2) 消火器具 ●階義務有り【地階・無窓階・3階以上の階で床50 (消令第10条) mi以上 (令10-1-5) 屋内消火栓設備 棟義務無し【延700mi未満】 (消令第11条) スプリンクラー設備 棟義務無し【延3000㎡未満】 (消令第12条) 特殊消火設備 義務無し【特殊条件に非該当】 (消令第13条) 屋外消火栓設備 階義務無し【1、2階の合計床3000㎡未満】 (消令第19条) ●棟義務有り【延300㎡以上】(令21-1-3) 自動火災報知設備 (消令第21条) ガス漏れ火災警報設備 義務無し【地階合計1000㎡未満】 (消令第21条の2)

> ●印が義務有。根拠や代替設備 などが表示されます。

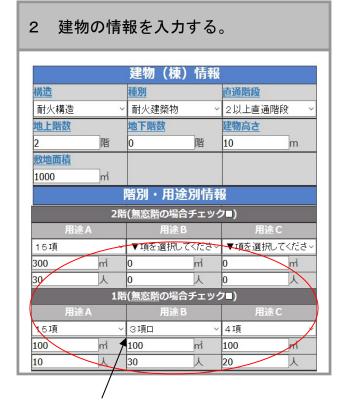
●プログラム④⑤「検索!消防設備ⅡⅢ」の使用方法。 複合用途の建物に必要な設備の調べ方

事前準備 ※インターネットに接続された PC・タブレット・スマホをご用意ください。

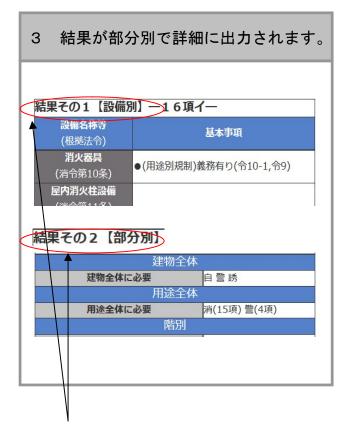
・以下の画面は、下記URLで参照できます。 http://消防設備設計検索.jp



- ④は特定の複合用途
- ⑤は非特定の複合用途 どちらか分からない場合は①や②のプログラムで確認できます。



各階3つの用途まで選択できます。 該当しない部分は未入力で問題ありま せん。



複合用途の場合、結果が複雑なので「部分別」として細かく結果が表示されます。

●プログラム⑥「算定!収容人員」の使用方法。 建物の収容人員の調べ方

事前準備 ※インターネットに接続された PC・タブレット・スマホをご用意ください。

・以下の画面は、下記URLで参照できます。

http://消防設備設計検索.jp

